令和7年度土地利用動向調査

土地利用転換動向基本図 6-4

令和八年三月

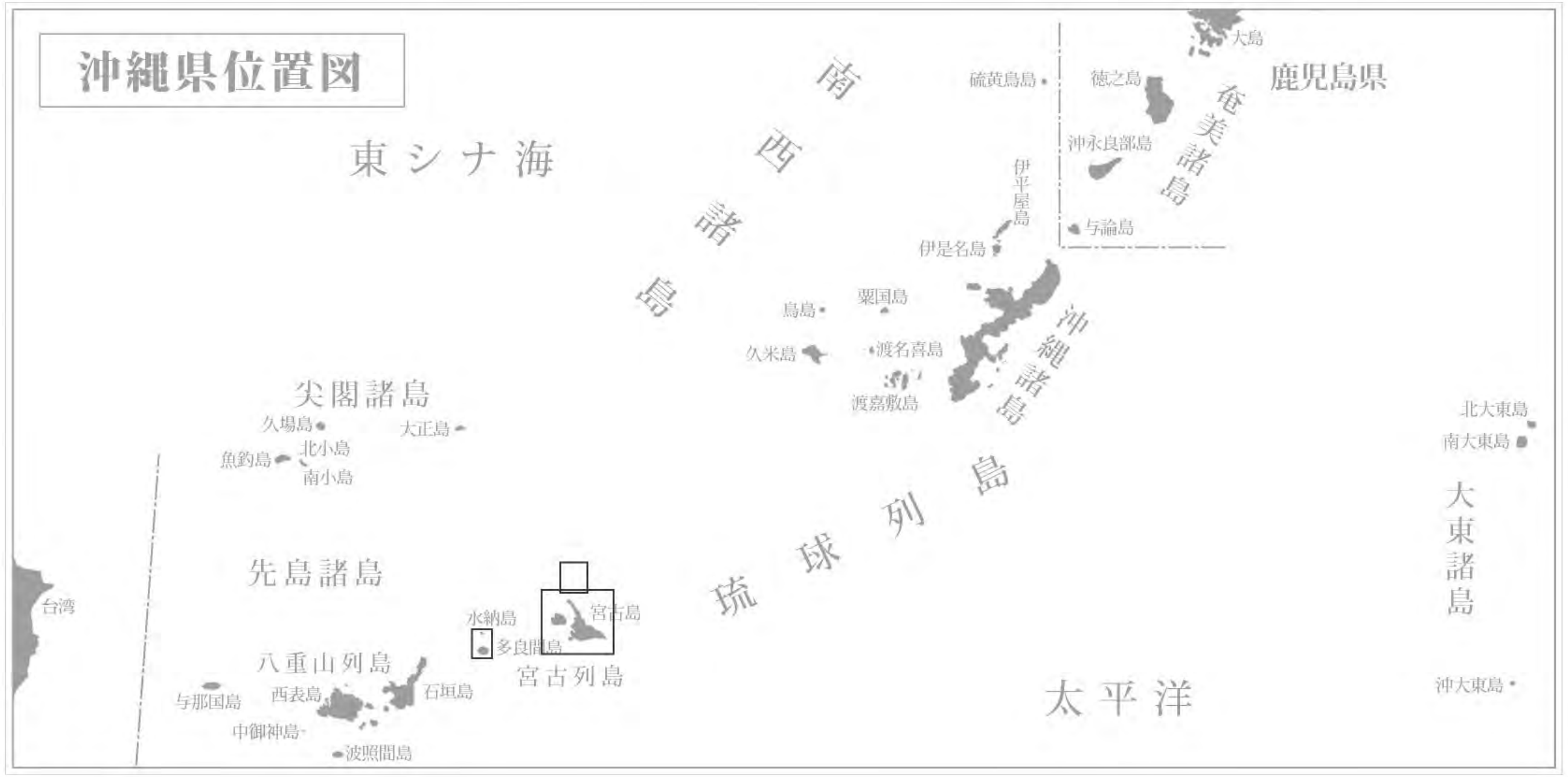
沖縄県位置図
東シナ海
南西諸島
鹿児島県
大島
硫黄鳥島
徳之島
沖永良部島
奄美諸島
伊平屋島
与論島
伊是名島
粟国島
鳥島
久米島
渡名喜島
渡嘉敷島
沖縄諸島
尖閣諸島
久場島
大正島
魚釣島
北小島
南小島
北大東島
南大東島
大東諸島
琉球列島
先島諸島
台湾
水納島
宮古島
多良間島
宮古列島
八重山列島
西表島
石垣島
与那国島
中御神島
波照間島
太平洋
沖大東島

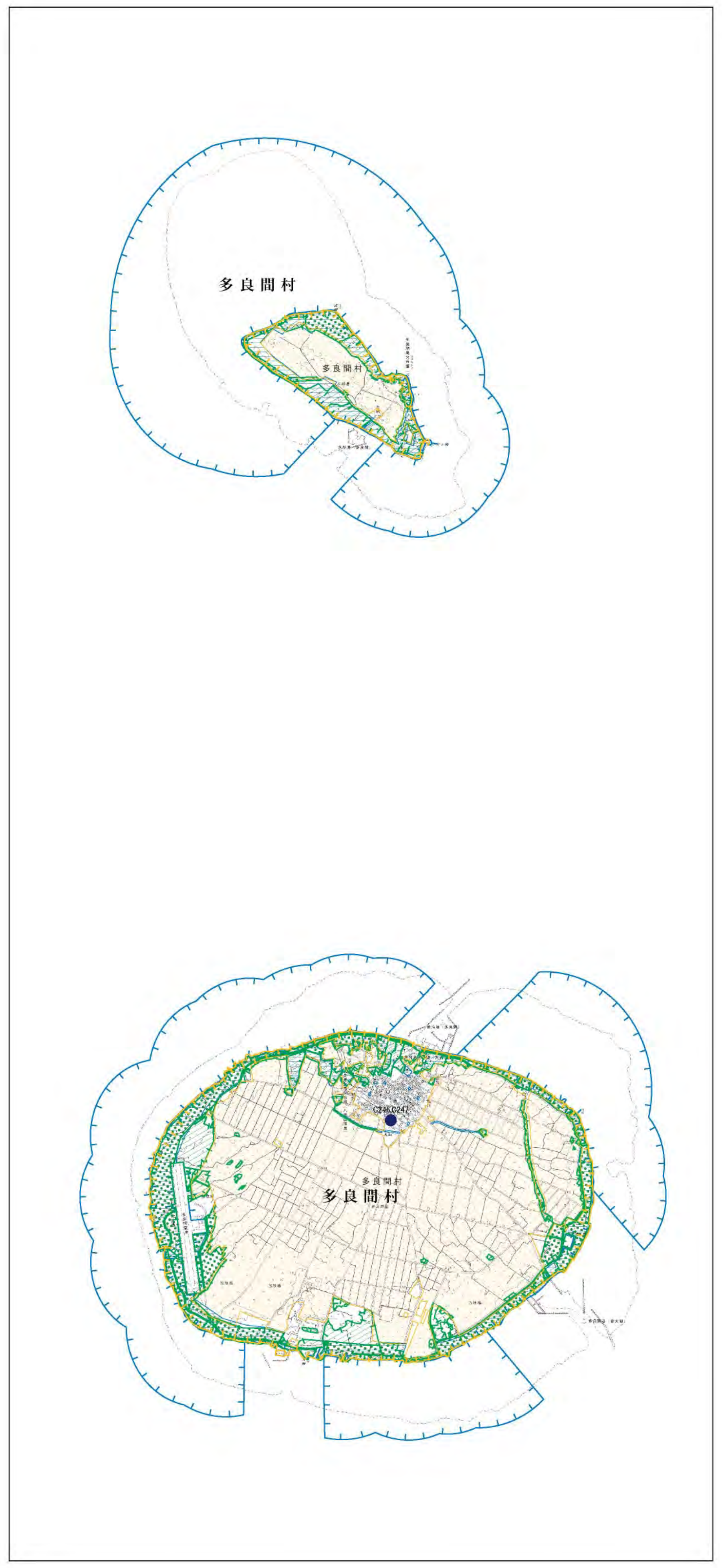

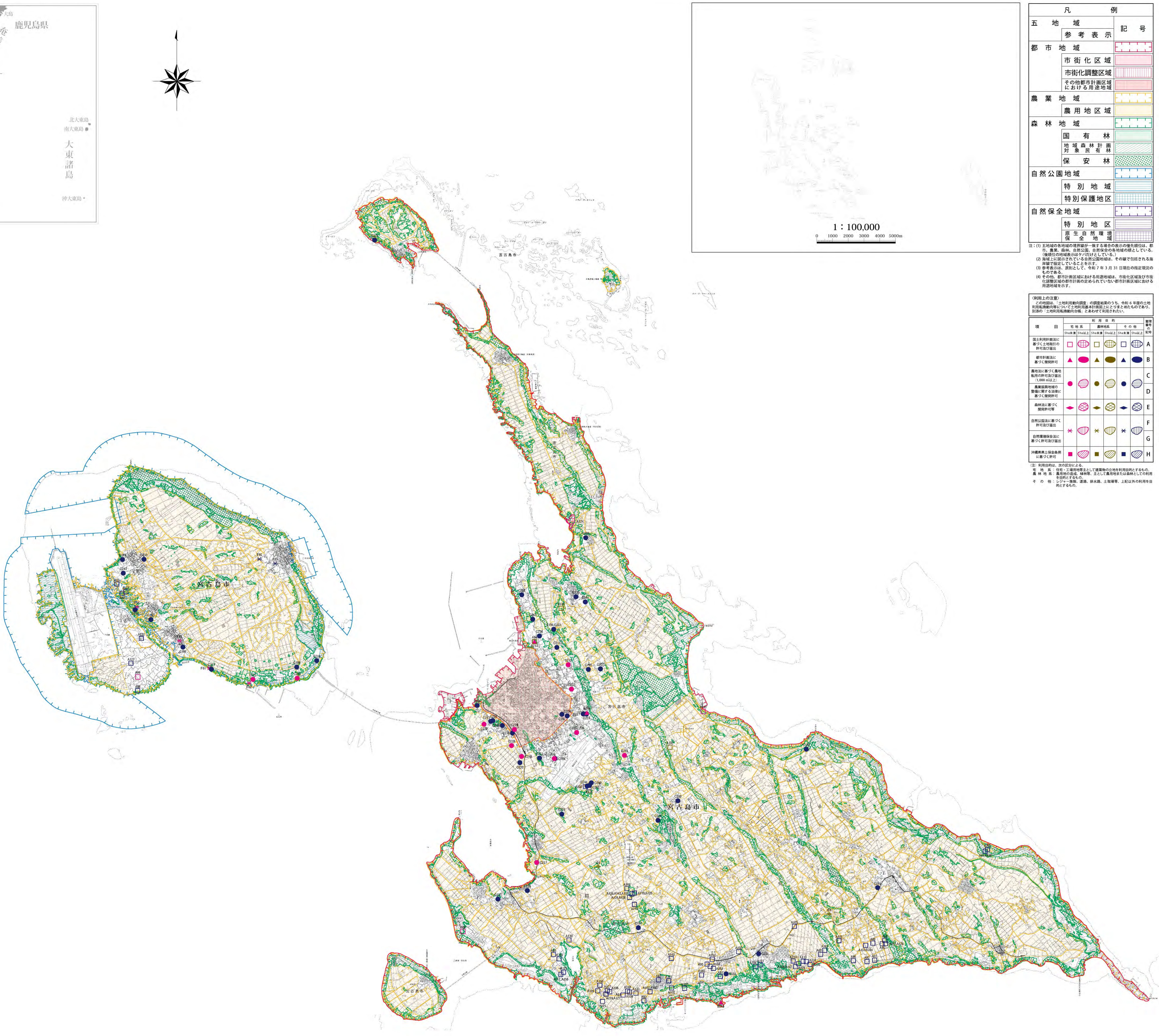
宮古島市
宮古島市
1：100,000
0 1000 2000 3000 4000 5000m

凡例		
五地域	参考表示	記号
都市地域		▭
	市街化区域	🟥
	市街化調整区域	▥
	その他都市計画区域における用途地域	🟥
農業地域		▭
	農用地区域	🟨
森林地域		▭
	国有林	🟩
	地域森林計画対象民有林	▨
	保安林	░
自然公園地域		▭
	特別地域	▤
	特別保護地区	▦
自然保全地域		▭
	特別地区	▤
	原生自然環境保全地域	▦

注：(1) 五地域の各地域の境界線が一致する場合の表示の優先順位は、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の各地域の順としている。（後順位の地域表示はケバだけとしている。）
(2) 海域上に図示されている自然公園地域は、その線で包括される海岸線で設定していることを示す。
(3) 参考表示は、原則として、令和 7 年 3 月 31 日現在の指定現況のものである。
(4) その他、都市計画区域における用途地域は、市街化区域及び市街化調整区域の都市計画の定められていない都市計画区域における用途地域を示す。

〈利用上の注意〉
この地図は、「土地利用動向調査」の調査結果のうち、令和 6 年度の土地利用転換動向等について土地利用基本計画図上にとりまとめたものであり、別添の「土地利用転換動向台帳」とあわせて利用されたい。

項目	利用目的						整理番号の記号
	宅地系		農林地系		その他		
	5ha未満	5ha以上	5ha未満	5ha以上	5ha未満	5ha以上	
国土利用計画法に基づく土地取引の許可及び届出	□	⊞	□	⊞	□	⊞	A
都市計画法に基づく開発許可	▲	⬬	▲	⬬	▲	⬬	B
農地法に基づく農地転用の許可及び届出（1,000 ㎡以上）	●	⊜	●	⊜	●	⊜	C
農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可							D
森林法に基づく開発許可等	◆	⊠	◆	⊠	◆	⊠	E
自然公園法に基づく許可及び届出	✳	▥	✳	▥	✳	▥	F
自然環境保全法に基づく許可及び届出							G
沖縄県県土保全条例に基づく許可	■	▨	■	▨	■	▨	H

（注）利用目的は、次の区分による。
宅地系：住宅・工場用地等主として建築物の立地を利用目的とするもの。
農林地系：農用地の造成、植林等、主として農用地または森林としての利用を目的とするもの。
その他：レジャー施設、道路、排水路、土取場等、上記以外の利用を目的とするもの。

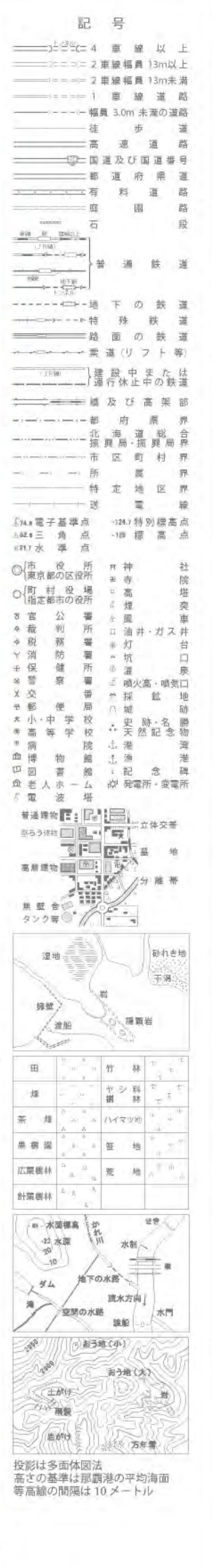
記号
4車線以上
2車線幅員13m以上
2車線幅員13m未満
1車線道路
幅員3.0m未満の道路
徒歩道
高速道路
国道及び国道番号
都道府県道
有料道路
庭園路
石段
普通鉄道
地下の鉄道
特殊鉄道
路面の鉄道
索道（リフト等）
建設中または運行休止中の鉄道
橋及び高架部
都府県界
北海道総合振興局・振興局界
市区町村界
所属界
特定地区界
送電線
74.8 電子基準点
52.6 三角点
21.7 水準点
124.7 特別標高点
125 標高点
市役所 東京都の区役所
町村役場 指定都市の役所
官公署
裁判所
税務署
消防署
保健所
警察署
交番
郵便局
小・中学校
高等学校
病院
博物館
図書館
老人ホーム
電波塔
神社
寺院
高塔
煙突
風車
油井・ガス井
灯台
坑口
温泉
噴火口・噴気口
採鉱地
城跡
史跡・名勝・天然記念物
港湾
漁港
記念碑
発電所・変電所
普通建物
堅ろう建物
高層建物
無壁舎
タンク等
立体交差
墓地
分離帯
湿地
砂れき地
干潟
岩
擁壁
渡船
隠顕岩
田
竹林
畑
ヤシ科樹林
茶畑
ハイマツ地
果樹園
笹地
広葉樹林
荒地
針葉樹林
水面標高
かれ川
水深
せき
水制
ダム
地下の水路
滝
流水方向
空間の水路
水門
渡船
おう地（小）
おう地（大）
土がけ
雨裂
岩がけ
岩
万年雪

投影は多面体図法
高さの基準は那覇港の平均海面
等高線の間隔は 10 メートル

沖縄県

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R 7JHf 271」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

1：50,000
0 1000 2000 3000 4000 5000m

株式会社パスコ
098-941-8268